

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

余良縣公報

目次

ページ

告示

定

## ○生活保護法に基づく指定医療機関

## ○宅地建物取引業者の事務所の所在

○ 右 同

## 道路の位置指定

右同

告示

奈良県告示第二百三十二号

医療機関の指定をした。

平成十四年十月四日

奈良県知事 柿本善也

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
施術者者の氏名及び住所	施術所の名称及び所在地	指 定 年 月 日
下村医院	北葛城郡当麻町当麻四〇一一	平成十四年九月一日
山本スキンクリニック	生駒市山崎町四一五 NDAビル ル二階	平成十四年八月一日
檜原リハビリテーション病院	檜原市田中町一〇四番一	平成十四年九月一日
スマイル薬局幸町店	大和高田市幸町一一一〇 サンルピナス一階	平成十四年八月二十日
(社)奈良県看護協会立檜原訪問看護ステーションかもきみ	檜原市今井町三丁目三番一一二号	平成十四年七月二十四日
(社)奈良県看護協会立檜原訪問看護ステーションかもきみ	檜原市醍醐町四一一番地の一	平成十四年七月一日
奈良県告示第三百三十三号	奈良県知事 柿 本 善 也	平成十四年十月四日
生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十五条の規定において準用する同法第四十九条の規定により、次のとおり施術者の指定をした。	奈良県知事 柿 本 善 也	平成十四年十月四日

下村医院	医療機関の名称	奈良県告示第三百三十四号 生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関等を廃止した旨の届出があつた。 平成十四年十月四日	医療機関の所在地	奈良県知事 柿本善也	廃止年月日	平成十四年七月三十日
北葛城郡当麻町当麻四一―三	医療機関の所在地	奈良県告示第三百三十四号 生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関等を廃止した旨の届出があつた。 平成十四年十月四日	医療機関の所在地	奈良県知事 柿本善也	廃止年月日	平成十四年七月三十日
平成十四年八月三十一	医療機関の所在地	奈良県告示第三百三十四号 生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関等を廃止した旨の届出があつた。 平成十四年十月四日	医療機関の所在地	奈良県知事 柿本善也	廃止年月日	平成十四年七月三十日
一	北葛城郡広陵町平尾五五七	豊徳館野村整骨院 北葛城郡広陵町平尾五五七一	野村 忠寿	北葛城郡広陵町平尾五五七	山崎 智哉	きしだ鍼灸整骨院 大和高田市大字大谷四四一一番地の一
一	大和郡山市新紺屋町一一一	大和郡山市新紺屋町一一一	西村 幸雄	大和郡山市新紺屋町一一一	西村マッサージ治療センター 檜原市西池尻町五〇二一一六	やまさき接骨院 北葛城郡広陵町平尾五五七一
一	大和郡山市小泉町一〇街区七	にしほた整骨院 大和郡山市小泉町一〇街区七	西畠 弘毅	大和郡山市新紺屋町一一一	西村マッサージ治療センター 檜原市西池尻町五〇二一一六	平成十四年八月二十六日
一	平成十四年九月九日	平成十四年九月九日	一五	六	七	平成十四年九月二日

桜本歯科医院	大和高田市神楽二一三一四〇 高田パインビルズ一階	平成十四年八月三十一日
奈良県告示第三百三十五号		
宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第二百七十六号）第六十七条の規定により、次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できない旨を告示する。		
この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同法第六十七条の規定により、この告示の日から三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。		
平成十四年十月四日		
奈良県知事 柿 本 善 也		
一 商号又は名称 ハウス吉岡		
二 代表者氏名 吉岡 忠義		
三 免許番号 奈良県知事（五）第一〇九三三号		
四 免許年月日 平成十年二月二十八日		
奈良県告示第三百三十六号		
宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第二百七十六号）第六十七条の規定により、次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できない旨を告示する。		
この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同法第六十七条の規定により、この告示の日から三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。		
平成十四年十月四日		
奈良県知事 柿 本 善 也		
一 商号又は名称 合同殖産株式会社		
二 代表者氏名 前田 幸司		
三 免許番号 奈良県知事（三）第二八八七号		

四 免許年月日 平成十一年一月八日

奈良県告示第三百三十七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十七条の規定により、次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できない旨を告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同法第六十七条の規定により、この告示の日から三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成十四年十月四日

一 商号又は名称 株式会社トウシン

二 代表者氏名 松田福子

三 免許番号 奈良県知事（一）第三三六五号

四 免許年月日 平成十一年八月四日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県告示第三百三十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第一百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県郡山土木事務所長から報告があつた。

平成十四年十月四日

奈良県知事 柿 本 善 也

建築基準法（昭和二十五年法律第一百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県郡山土木事務所長から報告があつた。

平成十四年十月四日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 指定の場所（平成十四年九月十日現在の地番による。）

大和郡山市柳町字大職冠五六八番地ノ四、五七九番地ノ四、五八〇番地ノ二、五八〇番地ノ三及び五八〇番地ノ六の各一部並びに南郡山町字大職冠六五九番地ノ一の一部

部

二 申請者氏名 株式会社奈良プラザ 代表取締役 河合浩

三 申請者住所 奈良市西城戸町一番地ノ四

四 道路の幅員 四・三〇メートル

五 道路の延長 三一・三五メートル

六 指定年月日 平成十四年九月十七日

七 指定番号 郡土第一四〇八号

奈良県告示第三百四十号

建築基準法（昭和二十五年法律第一百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県高田土木事務所長から報告があつた。

平成十四年十月四日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県告示第三百三十九号

奈良県告示第三百三十九号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十七条の規定により、次の

宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できない旨を告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同法第六十七条の規定により、この告示の日から三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成十四年十月四日

一 指定の場所（平成十四年九月十日現在の地番による。）

北葛城郡上牧町大字中筋出作一四八番地ノ一の一部及び一四九番地ノ一

二 申請者氏名 セイワ建設 代表者 辻本利治

三 申請者住所 北葛城郡上牧町上牧三七五番地ノ一

四 道路の幅員 四・五二メートル

五 道路の延長 三三・七七五メートル

六 指定年月日 平成十四年九月二十四日

七 指定番号 高土第一三一七号

指定年月	居宅サービスの種類	事業所の所在	事業所の名称	御所市戸毛一 一三〇	本医院	川三一一一八 株式会社工 バカラ一現 像所	天理市櫟本町三 二一〇一四	有限会社堀 ビス	奈良県知事 柿本善也
平成十四年九月一 日	指定居宅サービス事業者 の氏名又は名称	指定居宅サービス事業者 の住所又は主たる事務 所の所在地	指定居宅サービス事業所 の所在地	御所市戸毛一一 〇	本医院	大阪市浪速区桜 川三一一一八	天理市櫟本町三 二一〇一四	有限会社堀 ビス	介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定しました。
平成十四年九月一 日	事業所の名稱	地	事業所の所在	御所市戸毛一 一三〇	本医院	ふれんど工 バ奈良ステ ーション	天理市櫟本町三 二一〇一四	有限会社堀 ビス	平成十四年九月一 日
平成十四年九月一 日	居宅サービス	スの種類	居宅サービス	御所市戸毛一 一三〇	本医院	大和郡山市南 郡山町二一一	天理市櫟本町三 二一〇一四	有限会社堀 ビス	介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定しました。
平成十四年九月一 日	指定年月	日	指定年月	御所市戸毛一 一三〇	本医院	生駒郡斑鳩町 服部一一八一	天理市櫟本町三 二一〇一四	有限会社堀 ビス	平成十四年九月一 日
平成十四年九月一 日	日	日	日	御所市戸毛一 一三〇	本医院	生駒郡斑鳩町 部一一八一一五	天理市櫟本町三 二一〇一四	有限会社堀 ビス	介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定しました。

株式会社キボウ		生駒郡平群町西宮二一六一一一 サンローゼ竜田川一〇一號		有限会社まほろば大和		有限会社まほろば大和		株式会社キボウ訪問看護ステーション	
社会福祉法人ならのは	社会福祉法人コーブ	市民生活協同組合なら	近鉄スマイル株式会社	特定非営利活動法人なら福祉介護ネット	奈良市四条大路	特定非営利活動法人なら福祉介護ネット	さくらケアサービス	檀原市川西町一 一ビスセンターハウス	檀原市川西町一 一ゼ竜田川一
二五九	奈良市神功四一	奈良市恋の窪一	大阪市天王寺区上本町六一一五五	奈良市四条大路二一一一三	奈良市四条大路二一一一三	奈良市北登美ヶ丘	奈良市大宮町	檀原市川西町二二六一三	西宮二一六一 サンロード
ポートセン	ポートセン	ならのはサ	なら「コーブ」 ホームヘルプサービス	近鉄スマイル北登美ヶ丘ケアセンタ	奈良市四条大路二一一一	奈良市北登美ヶ丘	奈良市大宮町	檀原市川西町二二六一三	生駒郡平群町西宮二一六一 一ゼ竜田川一
一一五一一	奈良市神功四	奈良市恋の窪	奈良市恋の窪	訪問介護	与	福祉用具貸	訪問介護	通所介護	訪問看護
年九月十	平成十四	七日	年九月十	日	年九月五	平成十四	日	日	年九月一



十五日	年九月二 平成十四	十五日	年九月二 平成十四	十五日	年九月二 平成十四	
七	路南町一四一 奈良市四条大	三三	桜井市大泉八	三一	御所市茅原三	名称
	杠美美雄		増田 実		藤井昭五	
○七七号	(般一九)第九 奈良県知事許可	五五一六号 (般一一)第	奈良県知事許可	第五九四七号 (般・特一九)	奈良県知事許可	
消し	の取 許可	消し	の取 許可	消し	の取 許可	容
	破産		破産		破産	た事実

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公報します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

立正一四五二月四日

許可番号

平成十四年八月一十六日第七〇一五九号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十四年九月二十七日第五七〇七号

## 開発区域に含まれる地域

大日本圖書

第三章 亂世之亂

大阪市西区靱本町二丁目四番一一号  
太陽東洋酸素株式会社 代表取締役

代表取締役社長 川口恭史

平成十四年八月十六日第七〇一三七号

二 許可番号  
検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十四年九月二十七日第五七〇八号

開発区域に含まれる地域

北葛城郡新庄町東室一九六番地の一部、一九七番地及び一九八番地ノ一  
開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛城郡新庄町東室三四番地  
吉田勝治

一 許可番号  
平成十四年七月十八日第七〇一四〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十四年九月二十七日第五七〇九号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十四年九月二十七日第三六八八号

開発区域に含まれる地域

香芝市別所一八〇番地ノ二の一部

香芝市別所一八〇番地ノ二の一部  
開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市中央区上汐二丁目一番一号

株式会社ジョーコーポレーション 代表取締役 城下 堅司

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市別所一八〇番地ノ二の一部  
下水道 香芝市別所一八〇番地ノ二の一部

一 許可番号  
平成十四年七月十八日第七〇一四一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十四年九月二十七日第五七一〇号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十四年九月二十七日第三六八九号

開発区域に含まれる地域

香芝市別所一八〇番地ノ二の一部 開発許可を受けた者の住所及び氏名 大阪市中央区上汐二丁目二番一号		株式会社ジョーコーポレーション 代表取締役 城下 堅司
五 公共施設の種類、位置及び区域 道路 香芝市別所一八〇番地ノ二の一部 下水道 香芝市別所一八〇番地ノ二の一部		五 公共施設の種類、位置及び区域 道路 香芝市別所一八〇番地ノ二の一部 下水道 香芝市別所一八〇番地ノ二の一部
一 許可番号 平成十四年三月二二日第六八一七一号		一 許可番号 平成十四年三月二二日第六八一七一号
二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十四年九月二十七日第五七一一号		二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十四年九月二十七日第五七一一号
三 開発区域に含まれる地域 生駒市荻原町三六番地ノ一八、三六番地ノ一九、三六番地ノ二〇、三六番地ノ二一、 三六番地ノ二二、三六番地ノ二三及び三六番地ノ二四		三 開発区域に含まれる地域 生駒市荻原町一〇〇番地ノ五
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 有限会社都住宅 代表取締役 小林豊明		四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 生駒市荻原町一〇〇番地ノ五
五 公共施設の種類、位置及び区域 道路 生駒市荻原町三六番地ノ二四		五 公共施設の種類、位置及び区域 道路 生駒市荻原町三六番地ノ二四
一 許可番号 平成十四年七月九日第七〇一一五号		一 許可番号 平成十四年七月九日第七〇一一五号
二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十四年九月二二日第五七一一号		二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十四年九月二二日第五七一一号
三 開発区域に含まれる地域 北葛城郡新庄町大字葛木一三八番地及び一三九番地の一部		三 開発区域に含まれる地域 北葛城郡新庄町大字葛木一三八番地及び一三九番地の一部
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名		四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
一 許可番号 平成十四年一月七日桜土第三四一八号		一 許可番号 平成十四年一月七日桜土第三四一八号
二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十四年九月三十日第三六九一号		二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十四年九月三十日第三六九一号
三 開発区域に含まれる地域 高市郡高取町大字清水谷一三〇〇番地ノ一七、一三〇〇番地ノ一八、一三〇〇番地ノ四八七及び一三〇〇番地ノ四八八		三 開発区域に含まれる地域 高市郡高取町大字清水谷一三〇〇番地ノ一七、一三〇〇番地ノ一八、一三〇〇番地ノ四八七及び一三〇〇番地ノ四八八
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 奈良県開発事業協同組合 代表理事 小林喬		四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 奈良県開発事業協同組合 代表理事 小林喬
一 許可番号 平成十四年一月七日桜土第三四一九号		一 許可番号 平成十四年一月七日桜土第三四一九号
二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十四年九月二二日第五七一一号		二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十四年九月二二日第五七一一号
三 開発区域に含まれる地域 高市郡高取町大字清水谷一三〇〇番地ノ一四四、一三〇〇番地ノ一四五、一三〇〇番地ノ一四六、一三〇〇番地ノ一四七、一三〇〇番地ノ四七五、一三〇〇番地ノ四七七		三 開発区域に含まれる地域 高市郡高取町大字清水谷一三〇〇番地ノ一四四、一三〇〇番地ノ一四五、一三〇〇番地ノ一四六、一三〇〇番地ノ一四七、一三〇〇番地ノ四七五、一三〇〇番地ノ四七七

大和高田市西町三一二九  
株式会社未裕住建 代表取締役 山下 栄行

五 公共施設の種類、位置及び区域  
道路 北葛城郡新庄町大字葛木一三八番地及び一三九番地の各一部  
公園 北葛城郡新庄町大字葛木一三九番地の一部  
下水道 北葛城郡新庄町大字葛木一三八番地及び一三九番地の各一部

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。  
なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県桜井土木事務所において閲覧できます。  
平成十四年十月四日

奈良県知事 柿本善也

平成14年10月4日 金曜日

## 報公県政

ベ、一三〇〇縦表へ回七七四〇、一三〇〇縦表へ回七七  
 四、課税証印を取立た都の送付及び出印  
 標印市八木町川ト四、一七七縦表

奈良県開発事業協同組合 代表理事 小林惣

物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。

平成14年10月4日

奈良県知事 柿本善也

- 1 隨意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量  
奈良県税務総合システム機器更新に係る委託
- 2 契約に係る事務を担当する部課等の名称及び所在地  
奈良県総務部税務課
- 3 隨意契約の相手方を決定した日 平成14年8月1日  
奈良市登天町22-2
- 4 隨意契約の相手方の氏名及び住所  
日本電気株式会社 奈良支店
- 5 隨意契約に係る契約金額 126,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約による。
- 7 隨意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令  
第372号）第10条第1項第2号該当

出 購

平成十四年六月三十日付士奈良県公報第十四回、印出購表

品	段	行	購	出

本誌は開示紙を使用してござる。

行	販	刷	印
株式会社 春日			
奈良市登天町110 電話 ○741-1111-1012			
奈良市三条東九一八 電話 ○741-1154-7111-12			